

特殊肥料の品質表示基準（堆肥、動物の排せつ物）

【平成12年8月31日 農林水産省告示1163号】

（注）品質表示基準の対象肥料は、「堆肥」と「動物の排せつ物」のみです。

1 肥料取締法に基づく表示

肥料取締法に基づく表示		2cm以上																			
肥料の名称	みんなのたいひ ①	8.8cm以上																			
肥料の種類	堆肥 ②																				
届出をした都道府県	〇〇県 ③																				
表示者の氏名又は名称及び住所	〇〇株式会社 ④ 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地																				
正味重量	20キログラム(30リットル) ⑤																				
生産した年月	平成28年10月 ⑥																				
(原料)	<p>牛ふん、肉骨粉、鶏ふん、わら類、樹皮、骨炭粉末</p> <p>備考：1 生産に当たって使用された重量の大きい順で ①</p> <p>2 この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。 ②</p> <p>3 肉骨粉及び骨炭粉末は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。 ③</p> <p>4 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。 ④</p> <p>5 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。 ⑤</p>																				
主要な成分の含有量等	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">窒素全量</td> <td style="width: 30%;">2.0%</td> <td rowspan="6" style="width: 10%; text-align: center;">} ① ②</td> </tr> <tr> <td>りん酸全量</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>加里全量</td> <td>0.5%未満</td> </tr> <tr> <td>銅全量</td> <td>350mg/kg</td> </tr> <tr> <td>亜鉛全量</td> <td>950mg/kg</td> </tr> <tr> <td>石灰全量</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>炭素窒素比</td> <td>12 ③</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(水分含有量 48.0% ④)</td> <td></td> </tr> </table>	窒素全量	2.0%	} ① ②	りん酸全量	1.0%	加里全量	0.5%未満	銅全量	350mg/kg	亜鉛全量	950mg/kg	石灰全量	15.0%	炭素窒素比	12 ③		(水分含有量 48.0% ④)			} ① ②
窒素全量	2.0%	} ① ②																			
りん酸全量	1.0%																				
加里全量	0.5%未満																				
銅全量	350mg/kg																				
亜鉛全量	950mg/kg																				
石灰全量	15.0%																				
炭素窒素比	12 ③																				
(水分含有量 48.0% ④)																					
7.2cm以上		↓																			

表示の記載方法解説（堆肥の場合）

- ① 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書で届け出た肥料の名称を記載してください。
- ② 動物の排せつ物の場合は、「動物の排せつ物」と記載してください。
- ③
 - ・ 生産業者が表示する場合は、特殊肥料生産業者届出書を届け出た都道府県名
 - ・ 輸入業者が表示する場合は、特殊肥料輸入業者届出書を届け出た都道府県名
 - ・ 販売業者が表示する場合は、肥料販売業務開始届出書を届け出た都道府県名を記載してください。
- ④
 - ・ 肥料を生産した場合は、生産業者が表示者となり、特殊肥料生産業者届出書で届け出たとおり
 - ・ 肥料を輸入した場合は、輸入業者が表示者となり、特殊肥料輸入業者届出書で届け出たとおり
 - ・ ~~肥料が入っている袋などを開いたとき、肥料つめかえたとき、バラの肥料を袋などに入れた場合~~に限り、販売業者が表示者となり、肥料販売業務開始届出書で届け出たとおりに記載してください。
- ⑤ キログラム単位で表示してください。同時に容積量をリットル単位で併記することもできます。容積量（リットル単位）だけを表示することはできません。
- ⑥ ① 表示方法は、次のいずれかの例により記載してください。
 - ア 平成13年4月
 - イ 13.4
 - ウ 2001.4
- ② 肥料を輸入した場合は、標題を「輸入した年月」とし、輸入した年月を記載してください。
- ③ 販売業者が表示する場合、販売業者が生産した年月や輸入した年月を知らないときは、標題を「表示した年月」とし、表示をした年月を記載してください。
- ④ この表示票の中に表示することが困難な場合は、「生産した年月」（「輸入した年月」「表示した年月」）の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。



- 1** ① 「鶏ふん」、「もみがら」などの最も一般的な名称で原料を表示してください。
- ② 生産に当たって使用された重量の大きい原料から順に記載することとし、表示例のように備考で重量の大きい順であることを記載してください。
- ③ この表示票の中に表示することが困難な場合は、（原料）の欄に記載する場所を表示し、その場所に表示することができます。

2 ほ乳動物由来たん白質、家畜由来たん白質又は魚介類由来たん白質が使用されている場合は、次の区分に従って備考欄に次のように記載してください。

- ① 牛由来の原料を含まない場合

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。

- ② 牛由来の原料を含む場合

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

3 牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものについては、備考欄に次のように記載してください。

△△△は、牛の脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものである。

4 生産に当たって腐熟を促進する材料が使用されるものについては、その材料の名称を明記して、備考欄にこのように記載してください。

腐熟を促進するために〇〇〇を使用したものである。

5 牛、めん羊、山羊及び鹿の摂取防止に効果があると認められる材料が使用されたものについては、次の例のようにその材料の名称及び使用量を記載してください。
（記載例）

牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために△△△を△%使用したものである。

堆肥の主要な成分の含有量等の記載方法 解説



主要な成分の含有量等は、現物当たりで表示することが基本です。

- ① 窒素全量、りん酸全量、加里全量については、小数点以下第1位までを%単位で表示してください。現物当たりの含有量が0.5%未満の場合は、「0.5%未満」と表示することができます。
- ② ① 豚ふんを原料として使用するものであって、銅全量を現物1キログラム当たり300ミリグラム以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で整数で表示してください。
- ② 豚ふんや鶏ふんを原料として使用するものであって、亜鉛全量を現物1キログラム当たり900ミリグラム以上含有する場合に限り、mg/kgの単位で整数で表示してください。
- ③ 石灰を原料として使用するものであって、石灰全量を現物1キログラム当たり150グラム以上含有する場合に限り、小数点以下第1位までを%単位で表示してください。
- ③ 炭素窒素比は、整数で表示してください。
- ④ 主要な成分の含有量等は、現物当たりで表示することが基本ですが、現物当たりでの表示が困難な場合は、標題を「主要な成分の含有量等(乾物当たり)」と記載し、乾物当たりの数字で記載することができます。この場合、炭素窒素比の表示の下に、水分含有量を小数点以下第1位までの数字で%単位で表示してください。

【主要な成分の含有量の誤差の許容範囲】

- ① 主要な成分の含有量は、次の表の項目ごとに、それぞれこの表の中欄に掲げる表示の単位を用いて現物当たりの数値で記載してください。
- ② ①の場合において、表示値の誤差の範囲は、この表の右欄に掲げるとおりです。

項 目	表 示 の 単 位	誤 差 の 許 容 範 囲
窒 素 全 量	パーセント (%)	表示値が3パーセント以上の場合、表示値のプラスマイナス10パーセント 表示値が3パーセント未満の場合、プラスマイナス0.3パーセント
りん酸全量	パーセント (%)	
加 里 全 量	パーセント (%)	
銅 全 量	1キログラム当たり ミリグラム(mg/kg)	表示値のプラスマイナス30パーセント
亜 鉛 全 量	1キログラム当たり ミリグラム(mg/kg)	表示値のプラスマイナス30パーセント
石 灰 全 量	パーセント (%)	表示値のプラスマイナス10パーセント
炭素窒素比	—	表示値のプラスマイナス30パーセント
水分含有量	パーセント (%)	表示値のプラスマイナス10パーセント